

スマートワークライフ#Nikko 設立総会資料

日 時 令和4年8月10日（水）
午前11時00分～

場 所 日光市役所本庁舎3階 大会議室

スマートワークライフ#N i k k o 設立総会 次第

1 開会のことば

2 経過報告

3 設立準備会 代表あいさつ

4 設立宣言

5 議長選出

6 議事

第1号議案 スマートワークライフ#Nikko 会則（案）について

第2号議案 スマートワークライフ#Nikko 事務局規程（案）について

第3号議案 役員を選任（案）について

第4号議案 令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

7 議長解任

8 閉会のことば

スマートワークライフ#N i k k o 設立までの経過

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、社会では働き方に対する意識と行動の変容が見られ、「リモートワーク」という新しい働き方が定着しつつあります。

日光市では、この機会を捉え、地域が一体となって新しい働き方を求める企業やリモートワーカーの誘致・誘客に取り組むことで、民間事業者の企業価値を高め、日光における新たなビジネス創出の機運醸成を図ることとしました。

新たなひととしごとの流れを生み出すためには、地域全体で課題を共有し、解決していくとともに、受入環境の向上やその魅力を一元的に発信することが必要なことから、有志による「日光の新しい働き方推進協議会設立準備会」を立ち上げ、日光における新しい働き方の定着に向けた官民共創の場の設立を目指して活動してきました。

そして、この度、令和4年8月10日に、『スマートワークライフ#N i k k o』が発足する運びとなりました。

○これまでの取組み

令和2年	8月27日	栃木県、日光市、日光市観光協会、NTT東日本、DMO
	・28日	日光らによる中禅寺湖畔ワーケーション実証実験実施
	10月26日	栃木県、日光市、NTT東日本らによるワーケーションの利用促進に係る官民連携勉強会開催
令和3年	8月20日	地方創生テレワーク交付金（内閣府）交付決定
	9月10日	日光テレワーク拠点施設（日光市下鉢石地内）整備開始
	9月24日	日光市サテライトオフィス等誘致戦略支援事業者決定
	12月1日	「日光の新しい働き方推進協議会設立準備会」立ち上げ
	9日	「第1回設立準備会」開催
令和4年	2月14日	「第2回設立準備会」開催（書面及びオンライン）
	・21日	
	3月2日	ワーケーションリスクマネジメント調査実施
	～4日	
	3月28日	「第3回設立準備会」開催
	5月23日	「第4回設立準備会」開催
	6月22日	日光市サテライトオフィス等誘致戦略策定
	7月11日	「第5回設立準備会」開催
	8月10日	「スマートワークライフ#N i k k o 設立総会」開催 日光テレワーク拠点施設プレオープン

日光の新しい働き方推進協議会設立準備会 会員名簿

【会員】

令和4年7月11日現在

	団 体 名	役 職	氏 名
1	一般社団法人日光市観光協会	事務局長	福 田 栄 仁
2	日光商工会議所	専務理事	五味 潤 一 友
3	一般社団法人日光青年会議所	理事長	倉 松 宗 道
4	m e k k e 日光郷土センター (指定管理者 八千代エンジニアリング(株))	館長	岩 本 淳
5	東武鉄道株式会社	経営企画本部 課長補佐	杉 本 洋 輔
6	株式会社足利銀行	今市支店長	角 田 典 彦
7	株式会社足利銀行	地域振興部次長	瀧 澤 憲 昭
8	株式会社足利銀行	地域振興部係長	飯 田 健 太 郎
9	鹿沼相互信用金庫	業務統括部 事業サポートグループ 課長	福 田 大 輔
10	鹿沼相互信用金庫	今市支店長	石 川 浩 史

【ファシリテーター】

関東学院大学	日光市 政策アドバイザー	牧 瀬 稔
--------	-----------------	-------

スマートワークライフ#N i k k o

設立趣意書

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、働き方に対する意識と行動の変容が見られ、「リモートワーク」という新しい働き方が定着しつつある。

日光市では、この機会を捉え、地域が一体となって新しい働き方を求める企業やリモートワーカーの誘致・誘客に取り組むことで、民間事業者の企業価値を高め、日光における新たなビジネス創出の機運醸成を図ることとした。

新たなひととしごとの流れを生み出すためには、日光の豊富な地域資源の活用や行政と民間事業者、又は民間事業者同士の連携が欠かせないことから、

『A³*からはじまる新しい日光体験

～準備不要・手ぶらで楽しめる日常と非日常をA³から～』

をコンセプトに掲げ、日光における新しい働き方の定着に向けた官民共創の場として『スマートワークライフ#N i k k o』を設立するものである。

※A³（エーキューブ）：Anytime,Anywhere,Anyone can make fun in Nikko=いつでも、どこでも、誰でも、日光を楽しめる、の意

1 目 的

本会は、歴史・文化・自然などの特色を活かしながら市内で活動する事業者間の連携を促進し、新たな魅力を創出することに加え、民間企業や団体と地域との交流の場を提供し、新たな価値の共創を促進することで、企業の多様な働き方に柔軟に対応するとともに、二地域居住などの関係人口の創出や移住・定住、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 名 称

本会は、スマートワークライフ#N i k k oと称する。

3 会員資格

本会の会員たる資格を有する者は、日光市内で活動する企業、機関、団体又は個人とする。

4 事務局の所在地

本会は、事務局を日光市企画総務部総合政策課に置く。

(〒321-1292 日光市今市本町1番地 日光市役所3階 企画総務部総合政策課内)

5 事業

本会は、次の事業を行う。

- (1) 食事、宿泊、遊び、働く場などの地域資源の魅力ある価値の創出に関する事
- (2) 同一目的を持つ民間企業や団体との協力連携に関する事
- (3) 企業の多様な働き方に対応したリモートワーク環境の向上に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業に関する事
- (5) 第1号の地域資源や前各号の事業に関する情報の集約や一元的な発信に関する事

6 プラットフォーム

前項の事業実施にあたり、本会に次のプラットフォームを設置する。

- (1) 地域資源【食・泊・遊・働】
- (2) 交通・M a a S
- (3) 企業発掘・金融支援
- (4) ワークプレイス
- (5) プロモーション

7 公告の方法

本会の公告は、電子公告の方法により行う。

8 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

ただし、令和4年度における会計年度は、本会設置後最初に開催される総会の日から令和5年3月31日までとする。

9 役員及び任期

役員の数および任期は次のとおりとする。

- (1) 役員数 会長1名、副会長1名、理事10名以内、監事2名
- (2) 任期 選任された日から翌々年3月31日まで。ただし、再選を妨げない。

上記各項ご承認のうえ、本会の設立にご同意願いたく、依頼申し上げます。

令和4年8月10日

スマートワークライフ#N i k k o

- 設立発起人代表 栃木県日光市今市本町1番地
日光市長 粉川 昭一
- 発起人 栃木県宇都宮市東宿郷4-3-27
東日本電信電話株式会社栃木支店
栃木支店長 小林 博文
- 発起人 栃木県日光市今市717-1
一般社団法人日光市観光協会
会長 八木澤 哲男
- 発起人 栃木県日光市平ヶ崎200-1
日光商工会議所
会頭 相良 芳隆
- 発起人 栃木県日光市平ヶ崎200-1 (日光商工会議所内)
一般社団法人日光青年会議所
理事長 倉松 宗道
- 発起人 栃木県日光市御幸町591
mekke 日光郷土センター (八千代エンジニアリング株式会社)
館長 岩本 淳
- 発起人 東京都墨田区押上二丁目18番地12号
東武鉄道株式会社
経営企画本部部長 浜田 晋一

発起人 栃木県日光市今市704
株式会社足利銀行
今市支店長 角田 典彦

発起人 栃木県日光市今市457
鹿沼相互信用金庫
今市支店長 石川 浩史

発起人 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1
日光市政策アドバイザー(関東学院大学法学部地域創生学科 准教授)
牧瀬 稔

第1号議案

スマートワークライフ#N i k k o会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、スマートワークライフ#N i k k o（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、歴史・文化・自然などの特色を活かしながら、市内で活動する事業者間の連携を促進し、新たな魅力を創出することに加え、民間企業や団体と地域との交流の場を提供し、新たな価値の共創を促進することで、企業の多様な働き方に柔軟に対応するとともに、二地域居住などの関係人口の創出や移住・定住、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 食事、宿泊、遊び、働く場などの地域資源の魅力ある価値の創出に関する事
- （2） 同一目的を持つ民間企業や団体（以下「関係団体等」という。）との協力連携に関する事
- （3） 企業の多様な働き方に対応したリモートワーク環境の向上に関する事
- （4） 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業に関する事
- （5） 第1号の地域資源や前各号の事業に関する情報の集約や一元的な発信に関する事

第2章 組織

（組織）

第4条 本会は、会長及び会員をもって組織する。

（役員）

第5条 本会に次に掲げる役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 理事 10名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、第17条に規定する総会の議決を得て会員のうちから選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長の総轄のもとに、本会の事務を管掌する。

4 監事は、本会の財務を監査する。ただし、監事は、他の役員と兼ねることができない。

(任期)

第8条 役員の任期は、選任された日から翌々年3月31日までとする。ただし、再選を妨げない。

2 役員は、就任時にそれぞれ所属していた関係団体等の役職を離れた場合は、その役員は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

4 会長は、前2項の規程により役員に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 役員は、無報酬とする。

2 役員が会務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、総会及び第18条に規定する役員会の出席に要する経費については、この限りでない。

(会員)

第10条 日光市内で活動する企業、機関、団体又は個人は、本会の会員となることができる。

(加入)

第11条 本会に加入しようとする者は、会長に加入申込みをしなければならない。

2 会長は、前項の加入申込みを受けたときは、入会の可否を判断し、次の総会において報告するものとする。

(権利)

第12条 会員には、次の権利がある。

- (1) 役員を選任の権利
- (2) 総会における発言の権利
- (3) 本会活動によって獲得した権利を享受する権利
- (4) 本会の事業執行及び財務につき、随時事務局の説明を求め、帳簿を閲覧する権利

(罰則)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員としての権利を停止し、又は除名することができる。

- (1) 本会の統制を乱したとき。
- (2) 本会の体面を汚したとき。
- (3) 本会の秘密に関する事項、その他を漏らし又は通報し、これによって会員に不利益が生じたとき。

2 前項の処罰は、権利の停止については会長の専決により、除名については総会で、出席者の3分の2以上の議決により決する。

3 会員の処罰を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その会員に通知しなければならない。

(脱退)

第14条 会員が本会を脱退しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に届出なければならない。

2 会長は、前項の届出を受けたときは、これを会員名簿から削除し、次の総会において報告する。

(資格喪失)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 就任時にそれぞれ所属していた関係団体等を退職したとき。
- (2) 本会を脱退したとき。
- (3) 会員を除名されたとき。

第3章 会議

(会議の種類)

第16条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- (総会)

第17条 総会は、会長及び会員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 新しい働き方の推進に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (5) 収支予算の決定及び決算の認定に関すること。
 - (6) 役員会に委任する事項に関すること。
 - (7) 会員の加入、脱退及び処罰に関すること。
 - (8) 本会の解散及び財産の処分に関すること。
 - (9) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない会員が、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面若しくはオンラインで議決に加わる場合は、出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席した会員（前項ただし書きにより議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 3 役員会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 役員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) プラットフォームの設置並びにプラットフォームへの付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
(プラットフォーム)

第19条 本会に、次のプラットフォームを設置する。

- (1) 地域資源【食・泊・遊・働】
 - (2) 交通・M a a S
 - (3) 企業発掘・金融支援
 - (4) ワークプレイス
 - (5) プロモーション
- 2 前項各号に掲げるプラットフォームが所管する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域資源【食・泊・遊・働】
 - ア 会員が提供するサービス（以下「サービス」という。）の付加価値の向上に関すること。
 - イ サービス提供者及び旅行者の交流並びにサービス提供者又は旅行者の紹介、仲介及び調整に関すること。
 - ウ 関係団体等の連携及び本会への加入促進に関すること。
 - (2) 交通・M a a S
 - ア 利用者の利便性向上のための二次交通の確保に関すること。
 - イ 関係団体等の連携による交通サービスの拡充に関すること。
 - (3) 企業発掘・金融支援
 - ア サービス提供者又は企業の紹介、仲介並びに調整に関すること。
 - イ サービス提供又は企業の組織的利用に要する経費の資金調達に関すること。
 - ウ 会員のプラットフォームへの参加促進に関すること。
 - (4) ワークプレイス
 - ア サービス提供に係る通信環境の整備に関すること。

イ サービスのデジタル化及びICT環境の整備に関すること。

ウ その他サービス提供に係る環境整備に関すること。

(5) プロモーション

ア サービスの情報集約及び一元的な発信に関すること。

イ 関係団体等に対する本会活動の周知啓発に関すること

(会長の専決処分)

第20条 会長は、総会及び役員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 財務

(経費)

第22条 本会の経費は、事業収益及びその他の収入をもって充てる。

(財務規定)

第23条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

3 本会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 雑則

(名称の適正使用)

第24条 本会の名称は、本会及び本会に加入する関係団体等（以下「会員等」という。）に限り、使用することができる。この場合において、次の各号に掲げる第三者所有の諸権利を侵害する使用をしてはならない。

(1) 商標登録第 6450878 号、第 6450879 号、第 6450880 号に係る商標との質の誤認
又は他人の業務に係る役務と混同を生じるおそれがある使用

(2) 前号に掲げる商標について、その商標権を所有する者の営業上の信用及び利益
を害し、正常な取引秩序を乱すおそれのある使用

2 会員等が、前項各号の規定に該当する使用により、その商標権を所有する者に損害を
与えたときは、日光市が当該商標権を所有する者と別に締結する契約に基づき請求され
た損害賠償の額に相当する額を、当該使用をした会員等に対し、請求するものとする。

(解散)

第 25 条 本会は、第 2 条に規定する目的が達成されたと認められるときに解散し、解散
時に有する残余財産を処分するものとする。

2 本会を解散するときは、総会の議決を経て、会員全員の過半数の同意を得なければな
らない。

3 前項の同意に関する手続は、会長が別に定める。

(委任)

第 26 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定
める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 4 年 8 月 日 から施行する。

(経過措置)

2 第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、本会設立後最初に開催される総会については、
日光市長が招集する。

3 本会の令和 4 年度における会計年度は、第 23 条第 2 項の規定にかかわらず、前項に
定める日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

参考様式1（第11条関係）

入会申込書		申 込 日：	年	月	日
団 体 名 ：					
部 署 名 ：					
業 種 ：					
(フリガナ)					
名 前 ：					
住 所 ：					
〒					
電 話 番 号 ：					
メ ー ル ：					
*elgana のログインIDとなります。					
関心のあるプラットフォームに○をつけてください。(いくつでも)					
1 地域資源（食・泊・遊・働）		2 交通・MaaS			
3 企業発掘／金融支援		4 ワークプレイス			
5 プロモーション					

参考様式2（第14条関係）

退会届		届 出 日：	年	月	日
団 体 名 ：					
(フリガナ)					
名 前 ：					
退会理由 ：					
メ ー ル ：					
*elgana のログインIDと同一のもの。					

スマートワークライフ#N i k k o組織図 (参考資料)

総 会

役員会

会長 1名
副会長 1名
理事 10名以内
監事 2名

地域資源
【食・泊・遊・働】

- ・サービスの付加価値の向上
- ・事業者と旅行者の交流や仲介等
- ・会員の連携や本会への加入促進

交通・M a a S

- ・利便性向上のための二次交通の確保
- ・関係団体等の連携による交通サービスの拡充

企業発掘・
金融支援

- ・地域内外の企業のマッチング等
- ・事業に要する経費の資金調達
- ・プラットフォームへの参加促進

ワークプレイス

- ・通信環境の整備
- ・サービスのデジタル化、ICT環境の整備

プロモーション

- ・地域資源の情報集約と一元的発信
- ・関係団体等に対する本会活動の周知啓発

スマートワークライフ#N i k k o事務局規程（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、スマートワークライフ#N i k k o会則（令和4年8月 日制定。以下「会則」という。）第21条第2項の規定に基づき、スマートワークライフ#N i k k o（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本会の事務局（以下「事務局」という。）は、日光市企画総務部総合政策課内に置く。

（所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 会則第3条各号に規定する事項の事務処理に関すること。
- （2） 本会の組織、人事、サービス等に関すること。
- （3） 本会の会議の開催運営に関すること。
- （4） 本会の事業計画及び事業報告に関すること。
- （5） 本会の予算及び決算に関すること。
- （6） その他本会の運営に関し必要な事項に関すること。

（職員）

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、それぞれ次に掲げる職員をもって充てる。

- （1） 事務局長 日光市企画総務部総合政策課長
- （2） 事務局次長 日光市企画総務部総合政策課政策調整係長
- （3） 事務局員 日光市企画総務部総合政策課政策調整係職員及び本会会員企業が派遣する職員

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、本会会長（以下「会長」という。）が任免す

る。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所掌事務を整理し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、日光市職員服務規程（平成18年日光市訓令第28号）の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び役員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 役員の委嘱に関すること。
- (4) 会員の加入又は脱退に関すること。
- (5) 会員の権利の停止に関すること。
- (6) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長は、別表第1に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の決裁区分)

第10条 決裁文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
 - (2) 事務局長の決裁を受けるもの 事務局長
- (文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第25条の規定により本会が解散したときは、保存文書は日光市企画総務部総合政策課へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、日光市文書管理規程（平成18年日光市訓令第6号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 本会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、日光市公印規程（平成18年日光市訓令第4号）の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、日光市職員等の旅費に関する条例（平成18年日光市条例第53号）の例による。

2 本会の役員が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、日光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成18年日光市規則第48号）の例による。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第23条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長が事務局員のうちからあらかじめ指名した職員をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、日光市財務規則（平成18年日光市規則第58号）その他の日光市の財務に関する規則等の例による。

第6章 捕則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年8月 日 から施行する。

別表第1（第8条関係）

事項	
(1) 軽易な通知、申請、届出、照会、回答、報告等に関する事	
(2) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関する事	
(3) 事務の分担に関する事	
(4) 職員及び役員の旅行命令及び復命に関する事	
(5) 財務に関する事	
① 旅費	全部
② 印刷製本費及び消耗品費	50万円以下のもの
③ 燃料費及び光熱水費	全部
④ 修繕料	50万円以下のもの
⑤ 役務費	全部
⑥ 委託料	50万円以下のもの
⑦ 使用料及び賃借料	40万円以下のもの
⑧ 工事請負費	130万円以下のもの
⑨ 財産購入費	80万円以下のもの
⑩ 備品購入費	50万円以下のもの
(6) 前号以外の軽易な契約等に関する事	
(7) 予算の流用及び配当替えに関する事	

別表第2（第13条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
スマートワークライフ#Nikkō会長之印	正方形	24ミリメートル	てん書	会長名をもってする文書

第3号議案

スマートワークライフ#N i k k o 役員名簿 (案)

【役員】

役 職	氏 名	団 体 名
会 長	相 良 芳 隆	日光商工会議所
副 会 長	八木澤 哲 男	一般社団法人日光市観光協会
理 事	浜 田 晋 一	東武鉄道株式会社
理 事	角 田 典 彦	株式会社足利銀行今市支店
理 事	岩 本 淳	m e k k e 日光郷土センター (指定管理者 八千代エンジニアリング(株))
理 事	小 林 博 文	東日本電信電話株式会社栃木支店
理 事	粉 川 昭 一	日光市
監 事	石 川 浩 史	鹿沼相互信用金庫今市支店
監 事	倉 松 宗 道	一般社団法人日光青年会議所

第4号議案

スマートワークライフ#Nikko 令和4年度事業計画（案）

1 会 議

開催日	会議等名称	開催場所	内容説明
8月10日	設立総会	日光市役所本庁舎3階 大会議室	設立宣言、議案採決（会則、役員選出、事業計画等）
随時	プラットフォーム検討会	未定	各事業企画・実施に関する協議
3月	役員会	mekke 日光郷土センター	事業実績・事業計画等報告

2 事 業

単位：円

事業名	内容説明	予算額
キックオフイベント開催事業	キックオフイベントの開催	200,000
ポータルサイト構築事業	R5運用開始予定のポータルサイトの企画・検討	0
ワーケーションマップ作成事業	市内のワーケーションに関する情報をまとめたマップ・パンフレットを作成	440,000
モニターツアー実施事業	秋と冬それぞれ2回ずつ、合計4回のモニターツアーを企画・実施 ※予算執行は市	0

【参考】日光市の主な取組

単位：円

事業名	内容説明	予算額
ワーケーション実施支援補助金	ワーケーションを実施する民間企業及びその社員に対し、宿泊費の一部を助成（補助率1/2、最大5,000円）	5,000,000
モニターツアー実施事業	秋と冬それぞれ2回ずつ、合計4回のモニターツアーを企画・実施 ※実施主体は本会	6,200,000
リモートワーク環境整備補助金	テレワーク機器等の整備に要する経費を支援	1,500,000
リモートワーク実施支援補助金	市内コワーキングスペース等の利用料支援	1,000,000
スマートワークライフ#Nikko 補助金	・スマートワークライフ#Nikko 運営費 360,000円 ・キックオフイベント開催事業費 200,000円 ・ワーケーションマップ作成事業費 440,000円	1,000,000
企業オフィス等立地支援補助金	市内に本社等を設置する事業者及び市内でコワーキングスペース等を整備する事業者を支援	5,200,000

スマートワークライフ#N i k k o 令和4年度歳入歳出予算（案）

歳入合計 1,000,000 円

歳出合計 1,000,000 円

差引残高 0 円

1 歳 入

単位：円

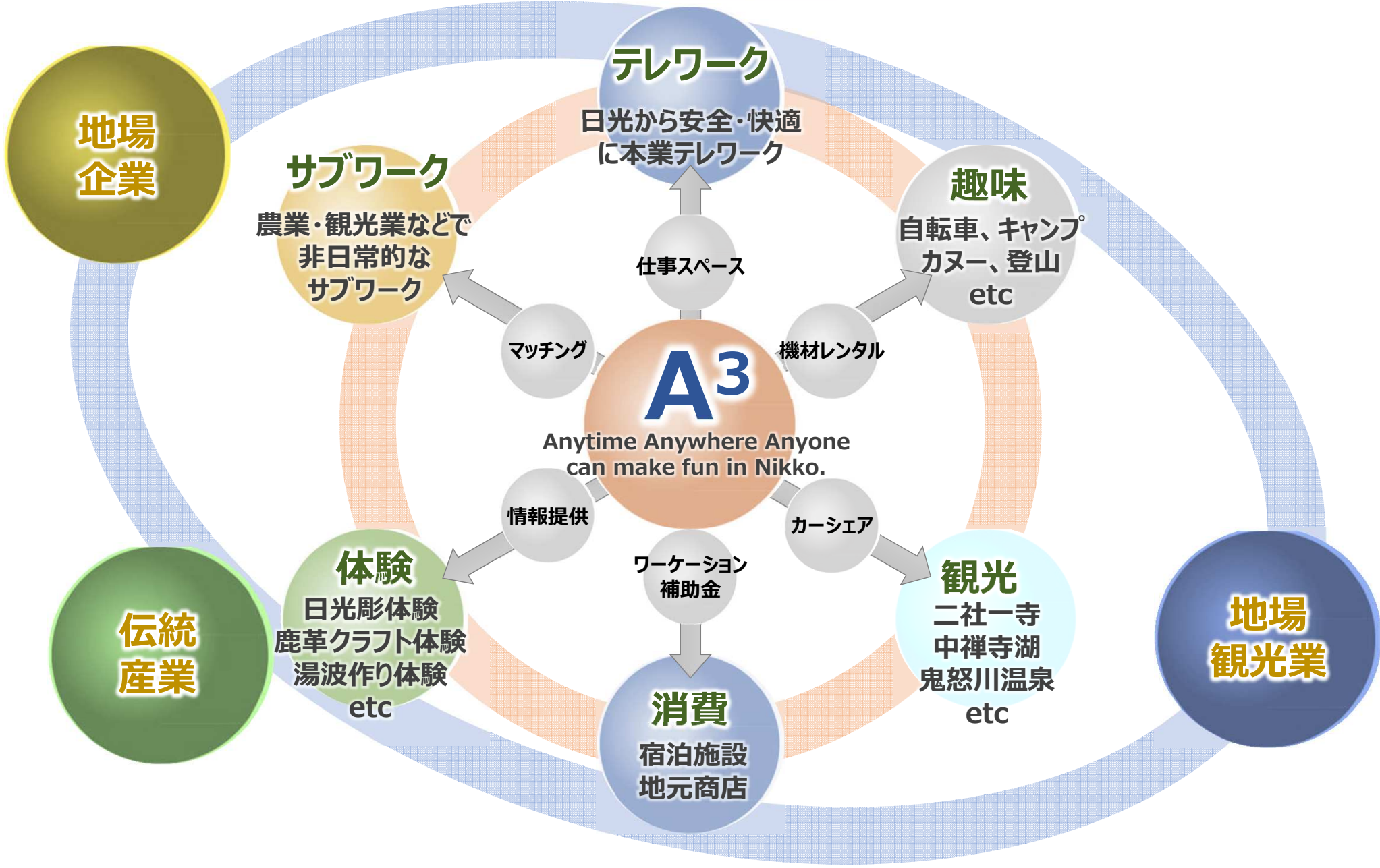
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	内容説明
1 款 補助金	1,000,000	0	皆増	
1 項 日光市補助金	1,000,000	0	皆増	市からの補助金
2 款 雑収入	0	0	皆増	
1 項 預金利子	0	0	皆増	
2 項 雑収入	0	0	皆増	
歳入合計	1,000,000	0	皆増	

2 歳 出

単位：円

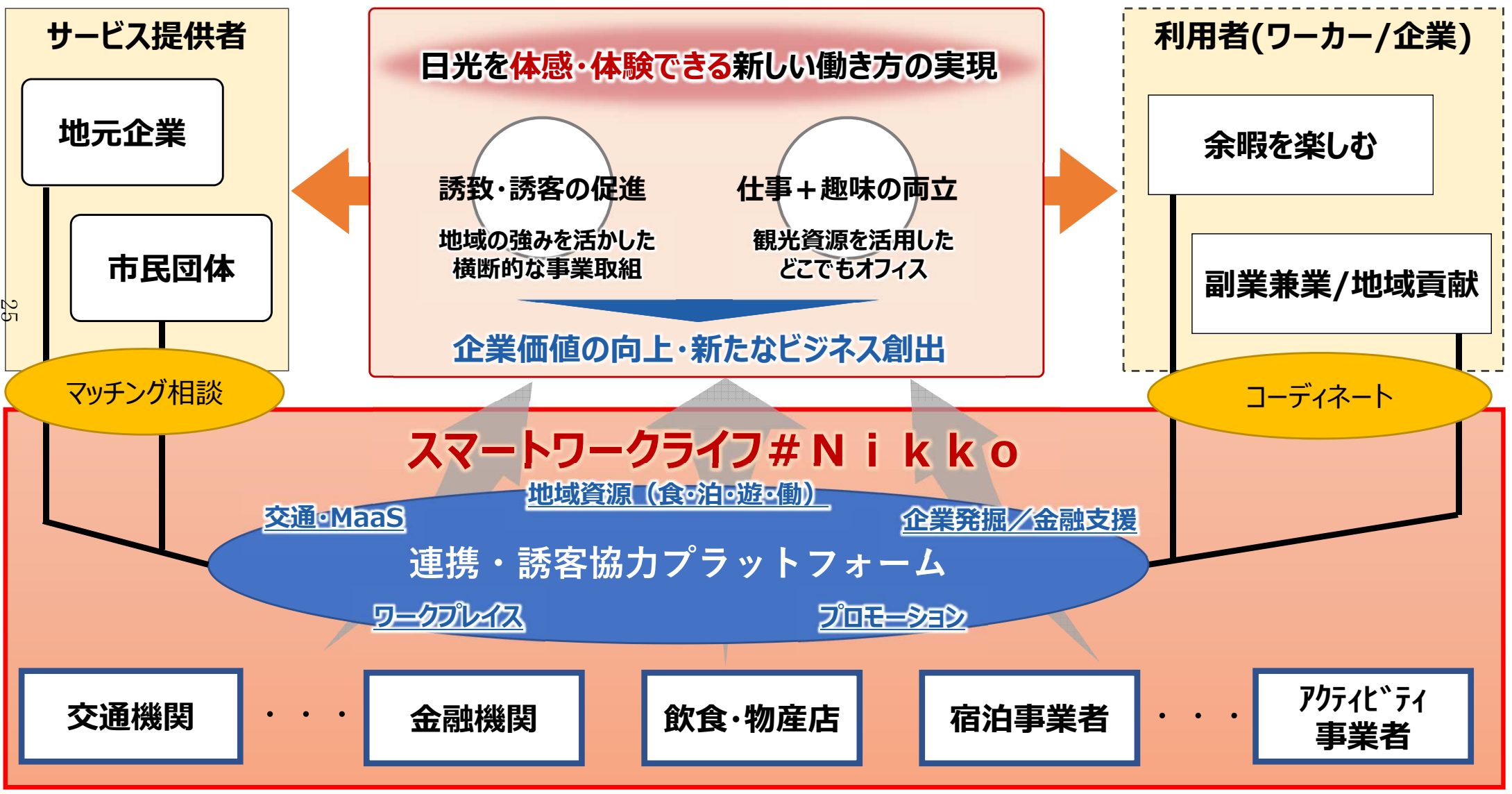
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	内容説明
1 款 総務費	210,000	0	皆増	
1 項 総務費	160,000	0	皆増	
2 項 会議費	50,000	0	皆増	
2 款 事業費	640,000	0	皆増	
1 項 キックオフイベント開催事業	200,000	0	皆増	
2 項 ホール外構構築事業	0	0	—	
3 項 ワークションマップ作成事業	440,000	0	皆増	
4 項 モニターツアー実施事業	0	0	—	
3 款 予備費	150,000	0	皆増	
歳出合計	1,000,000	0	皆増	

準備不要・手ぶらで楽しめる**日常**と**非日常**をA³から



A³を通じて**企業価値の向上**と日光における**新たなビジネス創出**の機会を提供

地元企業の様々な取組と多様化する利用者ニーズを「新しい働き方」という視点で**結びつけ**



25

プラットフォームの具体的内容

プラットフォームの役割

「日光の新しい働き方」を定着させていくため、地域や業種を単位とする活動主体が、地域全体で課題を共有し、解決に向けて取り組むとともに、受入環境の向上やその魅力を一元的に発信することで、参加する事業者それぞれの取組の付加価値を高める。

プラットフォーム

地域資源（食・泊・遊・働）

- ・ 会員の連携や会員メンバーへの本会参加促進
- ・ 魅力ある食事、宿泊、遊び、働く場（体験を含む）の価値の創出
- ・ 事業者と旅行者の交流や仲介等

交通・MaaS

- ・ 利便性向上のための2次交通の確保
- ・ 関係団体等の連携による交通サービスの拡充（日光MaaSとの連携）

企業発掘・金融支援

- ・ 地域内外の企業やワーカーとのマッチング
- ・ 資金調達・国県補助申請支援などの金融支援
- ・ 会員のプラットフォームへの参加促進

ワークプレイス

- ・ サテライト、リモートオフィス通信環境の整備
- ・ AIやIoT等のICT環境整備

プロモーション

- ・ 本会参加企業の取組や資源の集約
- ・ SNSや協議会HPを活用した、情報の一元的な発信
- ・ 関係団体等に対する本会活動の周知啓発

